

東京理科大学薬学部生命創薬科学科（薬学教育4年制）学生の 薬剤師国家試験受験資格取得課程に対する評価項目及び自己評価

本自己評価は、薬学4年制教育を修了した学生が薬剤師国家試験受験資格を取得するために必要な課程を設置する大学が備えるべき教育課程の評価項目について自己評価したものである。すなわち、当該教育課程を修了することにより薬学部生命創薬科学科（4年制学科）卒業生が、薬学部薬学科（6年制学科）卒業と同等の知識、技能、態度を有していることを本評価により示すものである。

（なお、この自己評価の結果は、本学ホームページにて公表するとともに、一般社団法人薬学教育評価機構に評価結果を報告し、同評価機構のホームページから評価結果を閲覧できるよう本学のホームページにリンクされる。）

1. ヒューマニズム教育・医療倫理教育

薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する教育が体系的かつ効果的に行われていること。

- 【1】医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。
- 【2】医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が行われていること。
- 【3】医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が行われていること。

学部在学中には、2年次に「ヒューマニズム・薬学入門2」（薬学科（6年制学科）：必修科目、生命創薬科学科（4年制学科）：選択必修科目）を開講し、薬の専門家として必要な基本姿勢を身に付け、医療・社会における薬学の役割、薬剤師の使命を理解するための教育を実施している。また、4年次に「コミュニケーション論」（薬学科（6年制学科）：必修科目、生命創薬科学科（4年制学科）：選択科目）を開講し、薬剤師のコミュニケーションはどうあるべきかを、シミュレーションを通して学び、コミュニケーションの基礎を身に付けるための教育を実施している。

なお、4年制課程のカリキュラムには設定されていないが、卒業単位として含まれない科目として、4年次に開講される「薬剤師と社会」、「患者情報」、「医療の倫理」により薬剤師の使命や職業観、実践的能力を身に付けるための教育を、薬剤師国家試験受験資格取得希望者向けに他学科履修という形で実施している。

また、平成22年度以降の学部新入学生については、学部卒業後本学薬学研究科在学中に、薬学が果たしている役割を見聞することで、これからの学

習のモチベーションを高める目的で「早期体験学習」を実施している。

2. 教養教育

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【1】薬学準備教育ガイドラインをふまえ、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

本学薬学部の教養教育は「知性に富み、倫理観と豊かな人間性を備え、総合的な生命科学である薬学を担い、人類の健康と疾病克服に尽力できる人材を育成する」という教育目標に基づき、全学教員の協力体制のもとで教養教育プログラムと専門教育を緊密に連携させた教育カリキュラムが編成されている。「医薬分子をとおして人類の健康を守る」志をもった優れた人材を育成するという基本理念のもと、薬学科（6年制学科）では、ヒューマニティと研究心にあふれた高度な薬剤師の育成、生命創薬科学科（4年制学科）では、先端創薬科学を担う研究者の育成を目指している。そのためのカリキュラム編成として、両学科ともに1）自然科学の基礎分野や基礎医学の学習を1年次から系統的に進めている。また、1・2年次には、英語分野の必修科目に加えて、人間科学分野の選択科目として「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「English Communication」、「倫理学」、「心理学」、「経済学」、「社会学」、「健康・スポーツ科学」、「哲学」、「科学史」、「法学」などを開講し、多方面からの教養教育を実施している。さらに、1・2年次から実習を豊富に組み入れ、薬学関連技能の修得を図っている。2）3・4年次には、薬学・創薬科学に求められている今日的課題を集中的に学習し、実習・演習を含む多彩な専門科目を学ぶことにより、専門分野を深化させるとともに、高度な技能修得を効果的に進めている。

【2】相手の話を傾聴し、共感するなど、十分なコミュニケーション能力を身につけるための教育が行われていること。

チーム医療に必要な基本的コミュニケーション技術を身につけ、保健医療福祉に従事する者と互いに尊重の気持ちを持つことを目的として、グループワークやロールプレイを通して患者・利用者を理解する「コミュニケーション入門」を2年次に開講している。4年次に開講される「コミュニケーション論」および「処方解析概論」では、模擬症例を用いた疑義照会や模擬患者に対する服薬指導に関するロールプレイやSGD (Small Group Discussion) を実施している。この「コミュニケーション論」および「処方解析概論」は薬学科（6年制学科）4年次に実施される「医療薬学実習」（実務実習事前学習）

の導入教育として位置付けられている。

3. 体験学習

学習意欲の向上を目指し、真摯な姿勢で体験学習が行われていること。

- 【1】薬剤師が活躍する現場などを広く見聞させていること。
- 【2】体験学習の成果を発表会や総合討論で発表するなど、学習効果を高める工夫がなされていること。

「早期体験学習」において医療現場や企業を見学し薬剤師が活躍する現場を広く見聞する場を提供している。また、見学前後に少人数のグループで、訪問・見学の目的や意義、成果に関する討議を行い、資料を作成の後、全体で発表会を実施している。また、2年生前期に開講している「実践社会薬学」においては、様々な職種で活躍している本学のOB、OGを講師として招聘し、自分の多様な将来像を考える機会を提供している。

4. 医療安全教育

薬害、医療過誤、医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

- 【1】薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。
- 【2】薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療施設における安全管理者を講師とするなど、肌で感じ、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な視点を養うための教育に努めていること。

医療の対象は人であり、実施する側もまた人である。従ってヒューマンエラーは常に起こりうるものとして想定しておくことが肝要である。また、薬害に対する学生の科学的かつ客観的視点を養うためには、その事例等を学生が肌で感じておく必要があると考えられる。

本学では、2年次の「ヒューマンズ・薬学入門2」において薬害被害者を講師とする講義により、学生として早期に薬害について深く学ぶことのできる教育を実施している。4年次にはまず「調剤学2」において、薬剤師が医療の担い手として、医薬品の適正使用、副作用の早期回避、院内感染防止など、患者の安全確保に幅広く貢献するために求められる責任について講義がなされている。さらに、医薬品や医療機器などの開発に当たって医療過誤を防ぐだけでなく医療の質の向上という視点から医療安全学を習得させる。

また、医療技術の高度化がもたらした医療倫理の課題については「医療の倫理」で学ぶことができる。同じく4年次の「医薬品の開発」、および「薬剤師と社会」では、治験業務等を含め安全対策を考慮した医薬品情報の発信に関する講義により薬害、医療過誤・医療事故をその防止策に関する具体例を挙げた教育が実施されている。そして4年次の「医療薬学実習」（実務実習事前学習）さらにリスクマネジメントの講義と演習が実施されており事故発生時における具体的対処方法を実習形式で体得できる教育がなされている。

5. 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した構成の教育課程と教育目標を設定した教育が行われていること。

【1】薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠した各授業科目が設定されていること。

本学生命創薬科学科（4年制学科）では、特に3年次以降のカリキュラムにおいて、研究者・技術者の育成を主眼に置いた専門性の高い内容を含む科目を開講している。一方、2年終了時までのカリキュラムにおいては、両学科共通の学習目的として、「幅広い教養を身につけるために」、「薬学を学ぶ準備を整えるために」、「薬学の基礎を身に付けるために」の3つを掲げており、各科目は薬学科（6年制学科）および生命創薬科学科（4年制学科）において、同一の名称でかつ同じ教科書を用いて実施されている。この際、各科目のシラバスには、各回の講義内容が薬学教育モデル・コアカリキュラムのいずれの教育目標に準拠したものとなっているかが明示されている。また、薬剤師国家試験の受験資格取得を目的として、3年次以降に生命創薬科学科の学生が薬学科（6年制学科）においてのみ開講されている必修科目を履修する場合は、ほとんどの科目において、両学科の学生が同じ教室で同一の内容の講義を受けることができるよう配慮している。これらの科目についても、各回の講義内容と薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標との関連性をシラバス中に明示している。

【2】科学的思考力の醸成、技能および態度を修得するため、実験実習が十分に実施されていること。

本学薬学科（6年制学科）では、医療薬学実習（事前実習）を除き14種類の実習科目を開講しており、このうち9種類の実習科目が必修科目、5種類の科目が選択必修科目（1科目以上を選択）に設定されており、卒業までに10種類以上の実習科目を履修することが必要となっている。一方、生命創薬科学科（4年制学科）においては、8種類の実習科目が必修科目、5種類の科目が選択必修科目（2科目以上を選択）に設定されており、卒業まで

に10種類以上の実習科目を履修することが必要となっている。さらに生命創薬科学科（4年制学科）では、1年間の卒業研究を必修科目として課していることを考慮すると、実験実習がカリキュラム全体に占める割合は大きく、科学的思考力の醸成、技能および態度を修得するために十分なものと考えている。

【3】各科目は、各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）の修得に適した学習方法にて実施されていること。

本学薬学部では、知識の修得を目的とした「授業科目」、技能を身に付けることを目的とした「実習科目」を系統的に配したカリキュラム編成が行われている。また、これらのカリキュラムの内容は、いずれも学科を問わず薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠した各科目により構成されており、「実習科目」を修得した時点において、各学生が座学で身に付けた学習内容を実践力に繋げていくことができるよう配慮している。また、医薬品を通じて医療に関わる者としての適切な態度を身に付けるための「ヒューマニズム・薬学入門1」、倫理・環境・安全に配慮した実験者としての適切な態度を身に付けるための「薬系実験安全学」の2つの科目を両学科共通の1年次必修科目として開講しており、早い学年から医療従事者もしくは研究者としての心構えを確立することができるよう配慮している。

【4】各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

本学薬学部では、基礎と臨床の関連づけの一環として、薬物を利用した疾患の治療に関して、異なる3つの視点から考える能力を涵養することを重視している。すなわち、基礎薬学研究者の目線から見た「薬理学系科目」、薬剤師の目線から見た「薬物治療学系科目」、医師の目線から見た「疾病と病態系科目」の3系統の科目を開講し、受講する学生がこれらの学習内容を相互に関連づけることができるよう配慮している。このうち、生命創薬科学科（4年制学科）においては、「薬理学系科目」のみを必修科目としており、その他は選択必修科目となっているが、学生が国家試験資格の取得を志した段階において、「薬物治療学系科目」、「疾病と病態系科目」を自由に追加履修することにより、基礎と臨床の知見を相互に関連づけることができるようになっていく。

また、「ヒューマニズム系科目」、「コミュニケーション系科目」、「薬剤学系科目」の各科目においても、臨床現場で実際に行われている内容を多く取り入れることにより、基礎科目で学習した内容を臨床現場での問題解決に繋げていく能力を身に付けることができるよう配慮している。

【5】効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

また本学薬学部では、「ファーマコインフォマティクス（薬に関する総合情報学）」を教育理念として掲げている。特に薬学科（6年制学科）においては、単に医薬品の名称と薬理作用を関連付けることができるだけでなく、医薬品の化学構造や物理化学的性質、薬物動態、安全性といった様々な情報を適切に収集・管理し、必要に応じて医療現場に提供できる人材の育成を目的としており、これを実現することを目標とした体系的なカリキュラム編成を実施している。例えば、1～2年次に「有機化学系科目」において学習する内容は、3年次以降の「薬理学系科目」、「薬剤学系科目」、「薬物動態学系科目」等を学ぶ上においても重要な関連性をもっているが、これらを「情報」という1つのキーワードで繋いでいく科目として、「分子情報化学・演習1, 2」、「バイオインフォマティクス」、「医薬品情報学」、「薬学情報科学・演習」等が開講されており、これらの科目の履修を通じて、上述の教育目標に叶う人材を効果的に育成しうるよう努めている。生命創薬科学科（4年制学科）においても、これらの情報系科目を履修する学生数は極めて多く、むしろ本学科卒業後に薬剤師を目指す者にとってのアイデンティティの1つになるものと考えている。

【6】6年制で必要とされる各教科単位を、集中して修得することなく、適切な時期に適切な単位を取得できるよう配慮すること。

本学生命創薬科学科（4年制学科）では、薬学科（6年制学科）においてのみ開講されている必修科目を履修するにあたって、その履修時期に一定の制限を加えており、該当する全ての科目を「生命創薬科学科1～4年在学中に履修可能な科目」、「生命創薬科学科3～4年在学中に他学科履修により履修可能な科目」、「本学大学院薬学研究科修士課程在学中に履修可能な科目」、「大学院修士課程修了後でなければ履修できない科目」の4つに区分し、これを学生に配布する「履修の手引」に明記している。この履修時期に関する制限の意図としては、両学科の特徴の違いに応じて、各学科における教育目標を達成することを重視するとともに、生命創薬科学科（4年制学科）の学生が国家試験資格の取得を目指す場合においても、薬学科と同様な学習のステップを踏むことができるよう配慮したものである。また、大学院修士課程における研究活動が決しておざなりなものとならないよう、修士課程在学中に取得できる6年制学科必修科目の単位数の上限を8単位までとし、これを大学院薬学研究科内規として学生に明示している。

6. 実務実習事前学習

実務実習事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

【1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラム

に準拠していること。

「医療薬学実習」（実務実習事前学習）は、所定の単位を修得した者に対して、修士課程修了後1年日以降に、薬学科（6年制学科）4年生とともに行う。本学の薬学科（6年制学科）の実務実習事前学習は、実務実習モデル・コアカリキュラムにおける実務実習事前学習のSBOsを全て含み、その学習方法、学習時間に関しても実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して設定している。

【2】実務実習モデル・コアカリキュラムに沿った学習方法、時間数、場所等で実務実習事前学習が行われていること。事前学習と実務実習の期間が1年以上離れている場合は、実務実習前に再度、事前学習の内容の復習を行っていること。

実務実習事前学習は修士課程修了後、1年目の後期に薬学科（6年制学科）4年生とともに、同じ学習方法、時間数、場所等で実施する。学習方法は、講義、演習、実習、スモールグループディスカッション（SGD）で構成し、1学年の全員を一度に、あるいは2または4グループに分けて実施している。平成24年度の実習時期は、9月24日～11月20日の42日間（個々の学生は33日）であり、全99コマ（1日3コマ）で実施した。これに加えて、講義の部分は、4年次前期に設定されている調剤学1（15コマ）、調剤学2（15コマ）で実施しており、全129コマとなる。

学習場所の名称は、調剤実習室、無菌調剤実習室、製剤実習室、無菌製剤室、病棟実習室、臨床講義室、プレナリーセッション室+SGD室（10室）、調剤室（模擬薬局）、講義室である。講義、実技、演習、SGD、それぞれの学習方法に適した学習場所を設定した。調剤実習室では、錠剤・カプセル剤・軟膏剤の計数調剤、散剤・水剤の計量調剤、製剤実習室では、注射剤の計数調剤、軟膏剤の計量調剤、院内製剤の調製、無菌調剤実習室では、高カロリー輸液と抗がん剤の混合調製、無菌製剤の調製、無菌製剤室では、手洗いと手袋の着脱、病棟実習室と臨床講義室では、臨床薬剤師業務、服薬指導、プレナリーセッション室+SGD室（10室）では、実習の導入、医薬品情報、薬剤鑑査、疑義照会、リスクマネジメント、調剤室（模擬薬局）では、一連の調剤業務の流れ、講義室では、各項目の講義を行っている。

4年制学生を加えた人数にも十分に対応できると考えている。実務実習事前学習は修士課程修了後、1年目の後期に実施し、2年目の実務実習はⅠ期とⅡ期に行うため、1年以上離れることがないカリキュラムである。なお、博士後期課程に進学して同コースを受講する場合でも事前学習と実務実習との間隔が1年以上空かないようにする。

【3】適切な指導体制の下で実施された実務実習事前学習が行われていること。

実務実習事前学習は、実務実習を有効に行うための事前の学習として位置付けている。事前学習の効果を学生に最大限に発揮させるためには、事前学

習に携わる指導者が十分に実務経験と学識を有し、さらに、事前学習に携わる教員の構成と数が学生数に対して十分であることが必要であると考えます。平成24年度の実務実習事前学習を受講した4年制学生は2名であり、事前学習に携わった学内教員は16名である。実務経験を有する専任教員8名（病院5名、薬局3名）のうち、20年以上の実務経験を有する教員は6名、10年以上が1名、5年以上が1名である。また、外部施設の臨床教員（病院薬剤師、薬局薬剤師、弁護士、医師、看護師）約30名、模擬患者約10名が関与して実施されている。それぞれのLS（学習方略）に責任者を配置して十分に内容を検討し、さらにそれを関係教員で協議して全体のバランスを調整している。

以下に、学内の担当教員の役職、実務経験の有無を記載する。4年制学生の指導を行える教員数が確保されていると思われる。

担当教員数 (学内教員)	役職	実務経験の有無	常勤・ 非常勤	備考
6	教授	有 (病院3名、薬局3名)	常勤	実務経験20年以上
2	教授	無	常勤	薬剤師
1	准教授	有(病院)	常勤	実務経験10年以上
4	准教授	無	常勤	薬剤師
2	講師	無	常勤	薬剤師
1	助教	有(病院)	常勤	実務経験5年以上

【4】実務実習事前学習の時期は、学習効果が高められる時期に設定されていること。

実務実習事前学習の履修は、学習効果を考慮し、4年次の9月～11月に設定されている。学部および修士課程在学期間中、および修士課程修了後の事前学習の直前までに必要な科目はほとんどすべての履修を終え、基礎と臨床に関する十分な知識を身につけているため、学部学生と同様に学習効果は高いと考えられる。その後、12～1月に薬学共用試験に合格後、実務実習を開始する前（3月、翌年度の4月と5月）に、「感染症対策と守秘義務」、「病院実習の心構え」、「薬局実習の心構え」などの実務実習に関するオリエンテーションを実施している。

【5】実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価された実務実習事前学習が行われていること。

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して作成されたシラバスに沿って実施された講義、演習、実習、スモールグループディスカッション（SGD）において、それぞれ、レポートなどの成果物や、実技の形成的評価（総括的評価）により、実務実習事前学習で修得すべき知識、技能、態度に関する目標の到達度の評価を実施している。具体的には、それぞれのLS（学習方略）

の評価指標に基づいて行われた評価を総合して評価される。

7. 薬学共用試験

薬学共用試験（C B TおよびO S C E）を通じて実務実習を履修する能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

- 【1】実務実習を行うために必要な能力を修得しており、薬学共用試験センターが提示した合格基準をクリアするなど実務実習を行うために必要な一定水準の能力に達していることが確認されていること。**

薬学共用試験は「医療薬学実習」（実務実習事前学習）修得年次に、薬学科（6年制学科）4年生とともに同一の試験を受験し、同一の基準にて合否判定を行う。

なお、平成24年度については、O S C E本試験を平成24年12月23日に、C B T本試験を平成25年1月18日に実施する予定である。

各試験の合格基準については、下記の通りとなっている。

- 薬学共用試験O S C E合格基準

- 細目評価70%以上

- 概略評価5以上

- 薬学共用試験C B T合格基準

- 正答率60%以上

- 【2】薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいた薬学共用試験を実施し、薬学共用試験センターの提示した合格基準にて判定していること。**

これまでの薬学共用試験は「実施要領」に基づいて実施され、合格基準は薬学共用試験センターの提示した合格基準を厳密に適用してきた。

- 【3】C B T委員会およびO S C E委員会が組織され、公正かつ円滑に薬学共用試験を実施する体制が確立されていること。**

薬学共用試験の実施には、共用試験委員会（教授、准教授、講師の計19名で構成）、C B T実施委員会（教授、准教授、講師の計6名で構成）、O S C E実施委員会（実務家教員を含む教授、准教授、講師、助教の計13名で構成）が組織され、それぞれ必要に応じた委員会の開催及び共用試験の運営に当たっており、現在までの6年制課程の共用試験については公正かつ円滑に実施されている。

薬学共用試験（C B T、O S C E）は、それぞれ薬学共用試験センターの実施要項に従い準備を行い、共用試験センターより派遣されたモニター員による事前審査、試験当日の審査を受け、適正に実施された。

なお、O S C E実施のための学内設備は、医療薬学実習で使用する設備を

利用している。現在までのところ、モニター員によるチェックでも問題点は指摘されていない。

さらに、学内には、CBT受験のために120台のノート型パソコンを用意しており、CBT受験以外には使用することはない。

8. 病院・薬局実習

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

実務実習を行うために、実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

実務実習機関、実習施設との連携等が、当該大学の6年制教育におけるものと全く同様に実施されていること。

【1】実務実習に関する責任体制が明確にされていること。

学部内に実務家教員を中心とした実務薬学実習委員会（平成24年10月現在16名で構成されている）が設置されており、実習前後における施設との調整や関東地区調整機構に対する学生登録の手続きを行うとともに、実務実習全体と統括している（図1）。実習前後と実習中の個々の学生の指導を担当する教員は、原則として学生が所属する研究室の教員であるが、4年制学生で研究室に所属していない科目等履修生の場合は、在学時に所属した研究室の教員または実務薬学実習委員会の委員が担当している。また、インターネットを介したシステム（ネットワークツール）により、学生、指導薬剤師、担当教員の3者の連携を密にしている。

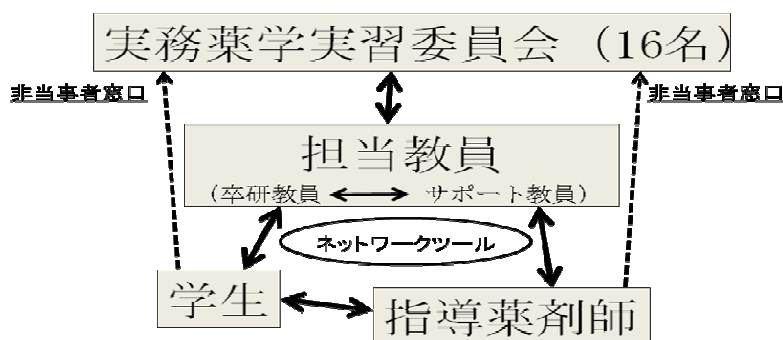


図1 東京理科大学実務実習連携体制

※非当事者窓口とは、トラブル発生時に学生、指導薬剤師、担当教員の3者間での調整が不調の場合の相談窓口である。

該当学生の担当教員以外の者で、実務薬学実習委員会に所属している教員（男性1名、女性1名）が担当する。

【2】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などが実施され、さらに、

学生保険などの保険に加入していること。

実習の前年度の4月に健康診断とともに血液検査を行い、5種類の感染症（B型肝炎、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）の抗体価を測定する。抗体価が規定値よりも低い場合には、ワクチン接種を推奨し、接種後は再び検査を行って抗体価を確認する。結核については、前年度の3月にQFT法により抗体価を確認する。最終的な各感染症の抗体価は、書類として実習施設に提出することになっている。

科目等履修生が加入する保険については、正科生が加入している学生傷害保険、感染症補償保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険の4件と同等の保障内容の保険に任意で加入することになっている。

【3】 適正な指導者のもとで実務実習が実施されていること。

6年制の学生と同様に、実務実習を行う前年度に、病院は大学独自契約施設または関東地区調整機構で調整される施設、薬局は関東地区調整機構で調整される施設の中から、実習施設を決定する。これらの施設には、実務実習認定指導薬剤師が在籍し、指導薬剤師を中心に他の薬剤師も含めて指導をいただくことになっている。

【4】 実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されていること。

実務実習を行う前年度に、病院は大学独自契約施設または関東地区調整機構で調整される施設、薬局は関東地区調整機構で調整される施設の中から、実習施設を決定する。これらの施設は、実務実習を行う施設としての条件を満たしていることを確認している。

【5】 教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

本学の実務実習では、実務実習モデル・コアカリキュラムの教育目標（一般目標・到達目標）のすべてを実施することを目指しており、実習中に実習施設および学生と連絡を緊密に取りあって、実施の進捗状況を確認している。4年制の学生も同様に実施する予定である。

【6】 学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

本学の実務実習では、実習開始前に担当教員が、学習方法、時間数、場所等について入念に打ち合わせを行い、実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されている。4年制学生も同様に実施する予定である。

【7】 病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11週間）より原則として短くならないこと。

本学の実務実習では、実習開始前に担当教員が、実習期間（11週間）、および万一病気などで欠席した場合の補習方法を確認し、11週間の期間が短くなって実習の目標が達成されないことがないようにしている。4年制学生も同様に実施する予定である。

【8】 事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

本学の実務実習では、教員の実習開始前の訪問で実習内容や評価方法、連携方法などの打ち合わせを行っている。実習期間中は最低2回の訪問指導とネットワークツールを用いた連携と形成的評価を行うことにより、実習の進捗状況を学生、指導薬剤師、大学教員間で確認しつつ、実習状況や生活状況の把握などきめの細かい連携がとられている。4年制学生も同様に実施する予定である。

【9】 実習施設との間で、関連法令や守秘義務等の遵守に関連する指導・監督についてあらかじめ協議し、その確認を適切に実施していること。

実務実習の契約は、実習施設、大学、学生の3者間で締結しており、契約書中には、関連法令や守秘義務の遵守に関する内容も含まれており、これらの内容を学生に熟知させた上で実務実習を実施している。4年制学生も同様に実施する予定である。

【10】 評価基準が設定され、実習施設の指導者と事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、大学において適切な評価が行われていること。

実務実習では、各LS（学習方略）について3段階（1.「やや劣る（やや不十分）」、2.「達成した」、3.「十分に達成した」）で評価をいただくことになっており、担当教員の事前訪問時に評価方法を説明して了解を得ている。さらに、実習態度の評価と実習日毎に作成する日報の内容の評価も考慮して、大学において実務実習の評価が実施される。4年制学生も同様に実施する予定である。

【11】 学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。

実務実習では、実習期間中に最低2回の訪問指導を行うとともに、ネットワークツールを用いた形成的評価を行うことにより、学生、実習施設の指導

者、教員の間で実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが実施されている。4年制学生も同様に実施する予定である。

【12】実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取を、実習施設の指導者、教員を交え行われていること。

実務実習では、Ⅱ期の実習終了後に報告会を開催して、学生間、学生と教員間の意見交換をしている。実習施設には、各期終了後にアンケート調査を実施して、その内容について各施設にフィードバックしている。4年制学生も参加する予定である。

9 その他

【1】当該大学薬学部（または薬科大学）の4年制学科を卒業していること。

本学薬学部の生命創薬科学科（4年制）を卒業している学生だけを対象としている。

【2】実務実習履修時に、薬学系の博士前期課程（修士課程）または博士後期課程を修了していること。

本学薬科学研究科の博士前期課程（修士課程）または博士後期課程を修了している学生を対象としている。